

平成 29 年度第 5 回「墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会」 「墨田区子ども・子育て会議」議事要旨

日時：平成 30 年 1 月 31 日（水）午後 6 時 30 分～8 時 30 分

会場：墨田区役所 13 階 131 会議室

1 次 第

(1) 開会

(2) 議題

ア 「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」改訂（案）へのパブリック・コメント実施結果について

イ 「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」改訂について

2 報告事項

(1) 平成 30 年度 子ども・子育て支援ニーズ調査の項目について

(2) 「墨田区児童館のあり方」について

(3) (仮称) 子ども未来館の愛称について

(4) 平成 29 年度公募選定事業者について

(5) 子ども主体の協同的な学びプロジェクト合同発表会について

(6) その他

3 配布資料

資料 1 「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」改訂（案）へのパブリック・コメント実施結果について

資料 2 「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」改訂

資料 3 平成 30 年度子ども・子育て支援ニーズ調査の項目について

資料 4 墨田区児童館のあり方

資料 5 (仮称) 子ども未来館の愛称について

資料 6 平成 29 年度公募選定事業者について（報告）

資料 7 子ども主体の協同的な学びプロジェクト合同発表会チラシ及びプログラム（案）

4 委員

(1) 出席委員（敬称略）

大豆生田 啓友（玉川大学大学院教育学研究科教授）

野原 健治（社会福祉法人興望館常務理事）

高嶋 景子（田園調布学園大学子ども未来学部子ども未来学科教授）

長田 朋久（横川さくら保育園長）

西島 由美（にしじま小児科院長）

服部 榮（社会福祉法人雲柱社理事長）

小林 恵子（両国子育てひろば施設長）

押田 剛（主任児童委員）

木村 美恵子（曳舟小学校 P T A 会長）

内田 淳（青少年委員協議会委員）

根里 美佐（竪中地区青少年育成委員会委員長）

小菅 崇行（東京商工会議所墨田支部副会長）
 佐藤 まり子（ムーミン保育室施設長）
 賀川 祐二（NPO 法人病児保育を作る会代表理事）
 宮村 柚衣（ちゃのま保育園代表）
 田中 千春（公募）
 横井 貴広（公募）
 近藤 ゆき江（八広幼稚園長）
 渡邊 圭三（東吾嬬小学校長）
 桂本 圭子（寺島保育園長）

（２）欠席委員（敬称略）

岡田 真（江東学園幼稚園園長）
 小川 政美（吾嬬立花中学校ＰＴＡ会長）
 中村 信幸（連合墨田地区協議会議長）
 本多 美絵子（両国幼稚園副園長）
 佐藤 達也（公募）
 関 舞衣子（公募）
 西村 均（竪川中学校長）

５ 傍聴：２名

６ 事務局

（１）部課長出席者

石井 秀和（子ども・子育て支援部長）、浮田 康宏（子育て支援課長）、高橋 義之（子育て政策課長）、村田 里美（子育て支援総合センター館長）

（２）区職員

長山、榊原、長尾、関根、坂田、高橋、酒井、益田

（３）コンサルタント

株式会社名豊 糸魚川

７ 議事要旨

（１）開会

事務局	これより開催いたします。（委員出席状況と会議の成立、傍聴者の出席、記録用の写真撮影と録音の了承、以上を説明。）
-----	---

（２）議題

ア 「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」改訂（案）へのパブリック・コメント実施結果について

事務局	（資料１について、説明。）
委員	13 番の認定子ども園の設置条件、人員条件、利用料金についての質問の回答で、区の考え方の３行目に「社会福祉法人などの民間事業者が設置及び運営する私立保育園があり、制限はありません」とありますが、「制限はありません」の主語がわかりません。文章として成り立っていないと思います。設置条件や人員条件を聞いていると思いますので、面積や何人対何人という回答を期待しているのだと思います。利用料に関しては「ホームページをご参照ください」という回答でもよいかもしれません。

	また、中ほどに「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」と分類されていますが、その違いは何ですか。
事務局	最初のご質問ですが、「制限はありません」の主語は「設置主体は」になります。主語と述語が離れており、わかりにくいかもしれません。「設置主体は特に制限はない」という意味です。「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」は、設置できる主体に違いがあったり、1号認定を必ず設けなければいけなかったり、それぞれ違いがあります。基本的には、幼稚園を基本にしたものが「幼稚園型」で、保育所を基本としたものが「保育所型」です。「幼保連携型」は両方を合わせもったものです。
委員	「地方裁量型」はどのようなものですか。
事務局	「地方裁量型」とは、それら以外のもので、地方の裁量によって、ある程度設置できるものになっています。
委員	では、設置条件は異なるのですね。
事務局	はい。この場では時間の都合上、詳細についてはお答えできないのですが「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」が基本的な形になります。
委員	「制限はありません」の主語が「設置主体は」であれば、主語は「設置主体には」となるはずですが。
事務局	はい。では、修正いたします。
委員	3番の保育の質の向上についての質問の回答の中で、事業No.88がありますが、内容は障害児専任保育士を養成するとか、第三者評価者の養成を行うとあります。第三者評価者の養成とはどのような内容ですか。障害児専門保育士が何人養成できたのか、実績には書かれていませんが、養成できていますか。 また、「園児への環境教育を実施します」というものは、質の向上になるのでしょうか。28年度の実績で、「認定こども園実施に向けて地域向けリーフレットを作成した」ことは、質の向上にあまり関係がないのではないかと思います。いかがですか。
事務局	第三者評価者の第三者とは、「区でも事業者でもない立場の人」ということです。
事務局	第三者評価者とは、東京都福祉サービス評価推進機構から福祉施設を評価する団体として認められた者で、保育所の運営主体や事業者と違う方が、福祉施設の状況の評価するということです。
委員	その内容についてはどこかで公表されていますか。
事務局	ホームページで公表されています。
委員	補足します。認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育園型、地方裁量型の4つの類型があります。幼保連携型は保育所と幼稚園の認可がある園です。保育所型は保育所の認可はありますが、幼稚園の認可はありません。無認可の幼稚園を併設しているということです。反対に、幼稚園型は、幼稚園の認可はありますが、保育所の認可はありません。無認可の保育所を併設しているということです。地方裁量型は両方の認可がない施設で、分かりやすく言えば、東京都の認証保育所のような園が無認可の幼稚園を併設して、3～5歳児を預かっているということです。国としては認定こども園という枠組みの中に入れ、認定こども園を名乗って構いませんが、内容は保育園の認可も幼稚園の認可もない園ということです。全国各地に少しずつあります。 第三者評価は社会福祉法という法律に基づき、社会福祉施設すべてが第三者評価を受けな

	ければいけないことになっています。それを受け、東京都は独自に都内のすべての社会福祉施設に対し、第三者評価をしています。東京都福祉サービス評価推進機構が、第三者評価を行うべく、評価機関を認証しています。その機関に登録している評価者があり、その方たちが何人かで1組になり、都内すべての福祉施設を評価しています。認可保育所では、3年に1度、必ず受診しなければいけない規定ができており、受診しない場合には都の補助金が半額になってしまいます。その評価結果は、すべて東京都福祉ナビゲーションのホームページに公表されています。評価の内容は、利用者の満足度評価、事業者の評価、職員の評価で、1から8までのカテゴリーがあり、全般的に事細かに評価されています。評価者は福祉のことをよく知らない方ではなく、福祉の経験者等が評価者になるための受講を修了し、認定資格を得ているというシステムです。老人施設、障害者施設、保育所、乳児院等、すべての社会福祉施設で行われています。
事務局	障害児専門保育士について、障害児が増えていることも含め、スーパーバイザーを育成しようということで、公立保育園各園から毎年1名を障害児の専門研修を8回行っています。これは3年以上続いています。
委員	障害児専門福祉士という国家資格はあるのですか。
事務局	国家試験はありません。
委員	区が決めたプログラムを行っているのですか。
事務局	区の研修の1つとして行っています。
委員	研修を行う機関はどこですか。だれが教えているのですか。
事務局	区が実施主体です。専門家の先生をお呼びして、研修を行っています。
事務局	リーフレットについてのご指摘をいただきましたが、いろいろな研修を行い、昨年度と今年度で、区でも認定こども園を2園設置しました。直接、質の向上にはつながらないかもしれませんが、保育士としての知識を高めることから、掲載しています。
委員	質問者は中身についての具体的な回答を期待していると思います。列記することは大変です。ので、ホームページのURLを入れるなど、参照ページを示すほうが親切だと思います。
事務局	はい、ありがとうございます。
委員	3番については墨田区の保育の質についての質問だと思いますが、回答がすべて保育所の保育の質に限られているように思います。質問者は、保育所の保育の質について伺っているのか、それとも特にそのような指定はなかったのか、いかがでしょうか。もし、指定がなかったのであれば、もう少し幼稚園や認定こども園のことも含め、墨田区内の保育の質について回答しなければいけないと思います。
事務局	3番は待機児童対策ということで、区の保育所を整備していくことの一環の中でのご質問でしたので、保育所の質について回答いたしました。
委員	9番の「すみだ子どもサロンの廃止をやめてほしい」というご意見ですが、回答は「事業者の都合により」とありますが、具体的にどのようなご都合なのか把握していますか。
事務局	NPO 法人の理事長が亡くなられて、経営が難しくなったということで、事業を継続できないという申入れが区にあったことから、3月31日までで終了するという事になっています。
委員	「すみだ子どもサロン」が廃止になると、利用者の方はかなりお困りだと思います。近くに社会福祉協議会が行っている「ガランドール」という地域福祉プラットフォームがあり、

	ここでも子どもは遊べるということですが、3 畳程度しかありません。ところが「すみだ子どもサロン」は全部で 130 m²ほどあります。今後、検討するということですが、その建物自体はビルの 4 階にあり、トイレも授乳室もきちんと備わっていますので、居抜きで利用するという考えはなかったのですか。
事務局	この事業は、あくまで民間事業者が空き店舗等を活用して、ひろば事業を展開する中で支援するもので、区が直接行うものではありません。
委員	一時保育を行う場所は他にありますか。
事務局	子育てひろばで行っています。
委員	4 番の「民営化が区の保育の質の低下につながっている」というご意見の回答ですが、民営化によりサービスの拡大をしていますので、そのようなことも書いてほしいと思います。
事務局	サービスの拡充について、追記いたします。
委員	「すみだ子どもサロン」の廃止については、前回お聞きしたときには、事業を続けない理由は、区議会で費用対効果がないからだということだと記憶しています。 民営化によって質が低下しないことはよくわかりますが、民営化がなぜ必要なのかという説明が遠回しなのではと感じます。お金の問題だと、はっきり書いたほうがよいと思います。たくさんの施設をつくらなければいけないので、補助金を利用したいということを説明し、質は保証すると述べたほうが納得していただけたと思います。私立保育園が必ずしも悪いわけではありません。ただ、この後たくさん保育所ができてくと玉石混交になるのではないかと思います。
会長	保育の質の問題と、民営化のことが繰返し質問されていますが、何か出来事があったのでしょうか。それに対して答えていないと、噛み合った議論にならないと思います。 お金の問題だけでなく、サービスの拡大ということで、子どもや保護者にとってよりよいサービスを提供しようとしているということだと思います。
事務局	特に事故があったというわけではありません。現に、指定管理者施設で第三者評価の結果も極めてよい評価をいただいているところもあります。 遠回しの表現かもしれませんが、2 番の回答の 2 行目で「国や都からの財源を極力活用していく必要があります」と述べ、区の自主財源を極力使わずに私立保育所が運営できるということをお伝えしています。区には保育所だけでなく、いろいろな施設が必要な中で、これだけ多くの保育所をつくるには区費だけでは賄えませんので、民営化によって実施しているところなんです。指定管理園で何か問題があったということもなく、サービス時間の拡大を含めて、第三者評価でも極めてよい評価をいただいている現状です。
事務局	すみだ子どもサロンについてですが、今回廃止する理由は、事業者側の運営の都合ということです。この事業を今後続けるかどうかについては、そのような議論があり、いずれ見直しが必要だとされていた中で、事業者側から廃止の申し出を受けたという経緯です。
委員	1 番は、公立保育園が老朽化しているので、建て替えて大きくしてほしいという意見です。実際に順番に保育園を建替えています。定員増加した園はありますか。
事務局	亀沢保育園については、耐震性の問題で、現在建替え中です。定員も増やしています。
委員	そのようなことを書いたほうがよいと思います。実際に順番に建替えを実施していることを具体的に書かないと、一般の人にはわからないと思います。
事務局	今後の具体的な計画内容としては、抽象的な記載に留めていますが、現在実施しているも

	のに関する記載について、検討いたします。
委員	13 番の認定こども園に関する質問で「区の考え方」の文章が長々と書いてあるのですが、とてもわかりにくい文章だと思います。質問は認定こども園についてですが、この説明ではまず「認可保育所とは」で始まり、どのような施設で設置主体に制限がないことを説明しています。その次に「認定こども園とは」となり、幼保連携型は設置主体に制限があること、幼稚園型にも設置主体に制限があることが述べています。では、保育所型と地方裁量型はどのようなかといえば「制限がない」とは書かれていません。つまり、説明が途中で終わってしまったような印象を与えます。あまりにも長々とかいているのも関わらず、わかりにくいので、修正したほうがよいと思います。
事務局	この説明については苦慮したところではあります。ご質問は、かなり概括的な広い意味での違いを聞かれていますので、ある程度、量を少なくして概要を書き、あとは本当に知りたい詳細についてはどこで情報提供できるのかを合わせて、ここに記載しています。 これ以上詳細に説明することは難しいと考えていますが、ご指摘いただいた部分について見直し、修正させていただきます。
事務局	元々は区で幼保連携型認定こども園化を進めるという前提条件があった中で、認定こども園と保育所の違いをご質問されたということですので、幼保連携型認定こども園を中心に記述しましたが、ご指摘のとおりかと思いますので、趣旨は入れ込んだほうがよいと思います。

イ 「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」改訂について

事務局	(資料2について、説明。)
委員	公共施設長期修繕計画はどこに載っていますか。外部の人間は、ホームページを見ても探すことができず、情報が得られません。先ほどの保育料に関しても同じですが、「ホームページをご覧ください」ではなく、URL を載せていただくと大変ありがたいと思います。予防接種に関しても同様です。
事務局	この段階で内容を加えての編集作業を考えると、難しいかと思います。
事務局	公共施設長期修繕計画に関しては、墨田区ホームページ内の検索欄に、ワードを入力して検索できます。
委員	検索ワードがきちんとわかっている場合はよいのですが、計画名の字が違うと検索できなかったりしますので、よい方法があればお願いします。
事務局	ご意見として伺わせていただきます。
委員	31 ページの評価指標の 5 年後の目標値は、このままでよいのでしょうか。高すぎるように思いますが、いかがですか。前々回よりも前回の値が減少しているにも関わらず、目標値が高すぎるように感じる項目もあります。
事務局	目標値については、以前もご意見をいただき、認識しています。前回の直近値が目標に到達したものについては、さらに 5%ほど上げると考えています。達成していないものについては現状維持していくという考え方です。5 年間の計画の中での最終目標値ということで、あまり変えないほうがよいと判断し、今回は据置きしました。次期計画を策定する際にはそのような視点も取り入れ、現実的な数字がどのくらいなのかも含め、検討していきたいと思っています。
会長	例えば、今の説明のような一文が入れば、大変わかりやすく、目標値の設定に疑問を感じ

	ないと思います。
事務局	記載について、検討します。
委員	資料 1 の 11 番「子どもと高齢者の直接的な交流の場を設けてほしい」とありますが、これに対する回答では、交流の場ではなく、機会が挙がっていると思います。イベントではなく、持続的な交流の場を指しているのではないかと思います。そのような場を考えた計画にできるとよいと思います。
会長	今のご意見は修正を望むものではなく、今後その視点を取り入れてほしいということによろしいですか。
事務局	この内容については各所管課にも情報提供しているところです。その趣旨で改めてお伝えし、事業の中で取り込めることを含めて検討していただけるように伝えたいと思います。
委員	179 ページ以降に乳幼児ワーキングの専門委員会の報告書が載っていますが、スペースが必要以上に入っていたり、改行が不自然だったり、文章的な問題があるようですので、見直して整理していただけるとよいと思います。 また、3 番目 181 ページ「子ども主体の協同的な学びプロジェクトと地域子育て支援拠点からつながる地域子育て支援ネットワーク」という部分で、次ページの（３）公開保育の内容の参加者が「発表員、職員およびプロジェクト会メンバー、保護者等」となっていますが、区内の公立私立幼稚園保育園の先生方に広く参加を募っているものですので、参加者のところにぜひ挙げていただきたいと思います。 プロジェクト事例集の作成のところです。これは報告ではなく計画でしょうか。事例集に関しては、発足したときには、そのようなものがあればよいということでしたが、今のところ具体化していませんし、計画も進んでいませんので、その位置付けが気になりました。計画として書かれているのであれば、その旨をどこかに載せなければいけないと思います。現在行っていることの報告として書かれているのであれば、省いていただいたほうがよいと思います。
事務局	6 章以降については、前回の計画策定時の資料編ということで記載していますので、特に今回の計画を反映しているものではありません。記載に関してもご指摘をいただきましたが、必要な部分は修正させていただきたいと思います。

（３）報告事項

ア 平成 30 年度子ども・子育て支援ニーズ調査の項目について

事務局	（資料 3 について、説明。）
会長	今後、新しいニーズ調査が始まりますので、それにあたって予告版ということで、次にどのようにしていくのかというお話でした。ご質問等ございませんか。前回の調査のときにいらっしゃらなかった方も多いので、お目通しいただき、次回以降に望んでいただきたいと思います。
委員	議題（２）に戻ってしまうかもしれませんが、ニーズ調査について質問します。5 ページ（３）ニーズ調査の配付数がありますが、これを一読したときに、どのような方法で調査をしたのか、わかりにくいと感じました。郵送だと思いますが、一般の区民の方にもわかるように表記するとよいと思います。
会長	貴重なご意見、ありがとうございます。基本的な部分で、目的と方法を具体的にご説明く

	ださい。
事務局	ニーズ調査は、この子育て支援事業計画等の基礎資料とするということで、例えば保育所等をどれだけ利用したいかという意向があるのかとか、世帯構成を調べ、今後保育所にどれだけの入所が見込めるのか調べるために利用します。 5 ページにあるように、就学前の保護者、小学生の保護者、成人前までの子どもの保護者と、3 つに分けて調査を行っています。主に就学前の子どもの保護者について、保育所や学童クラブのニーズをお聞きし、行政の施策を進めるための基礎資料にすることと、今回の計画の数値を決める基礎資料としています。
事務局	住民基本台帳から無作為抽出して調査票を郵送してご回答いただき、それを集計したということです。項目数が多いので、数を絞りすぎても、データが得られないかもしれないということで、配布数についてもご議論いただきながら進めていきたいと思います。
委員	5 ページに方法が載っていませんでしたので、載せたほうがよいと思います。
事務局	わかりました。修正いたします。
委員	32 ページの基本目標や 31 ページの評価指標が、計画の元になると思います。サービスについては、国が「需要があればサービスをつくるように」という制約を入れるため、決められているものです。一方でこのような計画をつくる際には、住民の方がこの区で子育てをするときに、どのようになりたいのかという思いや状況を知ったうえで、すり合わせをしていくということが必要だと思います。そのうえで、基本目標とそれに対する指標に向かって各政策が並べられていくということで、整合性があることが望ましいと思います。 前回との継続性の意味からも、すべて入れ替えるのではなくても、この指標にも新しいものを入れていくために、住民の方の意向を汲み取れるような設問を入れていただけるとよいと思います。また、案を示すときには、たたき台のようなものがあるとよいと思います。
事務局	今後、ニーズ調査の際には案をお示しし、みなさんのご意見も伺いたいと考えています。今のご意見も踏まえ、次回以降議論させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

イ 「墨田区児童館のあり方」について

事務局	(資料 4 について、説明。) 議会への報告等がありますので、ご意見があれば 2 月 9 日 (金) までに、子育て政策課の児童館担当までご連絡ください。
会長	もし簡単な質問等があれば、お願いします。
委員	これは議会への報告のためのものですか。
事務局	議会にはもちろん報告をいたしますが、その後、これ自体を今後のたたき台にして児童館の職員のみなさんや運営法人のみなさん、学齢部会のみなさんとも共有しながら、よりよいものをつくり上げていきたいと考えております。また、あり方の検討自体が事業計画の中で定められています。9 番の「墨田区の児童館のあり方の検討」というところです。
事務局	先の説明で、「短期」「中期」「長期」と申し上げましたが、このような計画をつくることで、方向性について区民を含めた議会と行政で確認するためのものということです。
委員	立派な冊子になりそうですが、一般の方の目に触れることはないということですか。
事務局	議会報告後に、ホームページに載せます。
委員	東向島児童館には立派な分館ができそうですね。よい面もありますが、反映されていない

	とを感じる面もあります。今後、議論されていくことかと思います。
委員	3 ページの建物性能と施設機能は、何段階評価なのでしょう。
事務局	申し訳ありません。A から D までの評価になりますので、付け加えます。
委員	15 ページに、墨田区内の子どもの人口が増加しているとありますが、これはニーズ調査と人口動態で把握されているとのこと。25 歳から 45 歳までの母親の就労率が毎年増え、全国平均で 74%ほどになっており、3 年後には 80%になるだろうということを基に、国が計画を立てています。それと同時に、待機児童解消だけでなく、学童保育のニーズもさらに高まってくるだろうと推測されます。新しい分館ができるという資料がついていますが、この計画の中で、学童保育をどれだけ増やすかということはどこに書いてありますか。既存の施設だけで、賄えるのですか。
事務局	学童保育は、今回の報告書の中では「児童館の中で行っている 1 つの事業」として捉えており、計画に数値等は載っていません。ご指摘いただいた学童クラブの対象児童数が増え、児童館の中で広い面積を占めているという課題として載せています。それに対して、区としてどのように対応していくのかということですが、先ほどの事業計画の 141 ページに、量の見込みの計画数値を載せています。その中で、平成 31 年度までに学童クラブの待機児童を解消するように、今後数を増やしていくということで、その数値目標も含め入れています。142 ページの今後の方向性として、民間賃貸物件の借上げ、学校等公共施設等の活用のほか、保育所等整備時の併設にも取り組んでいきたいということで、検討していきます。できるだけ児童館に負荷をかけないよう、学童クラブの待機児童対策を図っていきたいと考えています。

ウ (仮称) 子ども未来館の愛称について

事務局	(資料 5 について、説明。)
委員	「あだな」という言葉は、その人の容貌を茶化したようなイメージが伴うように感じます。「愛称」という言葉のほうがふさわしいのではないですか。
事務局	「あだな」という言葉について調べましたが、言葉として問題はありませんでした。子どもたちに入り込みやすい、子ども向けの表現ということで使用しています。

エ 平成 29 年度公募選定事業者について

事務局	(資料 6 について、説明。)
委員	開園予定のままになっているものは、どのようになりましたか。
事務局	横川にある 162 名の新設園ですが、保育士不足で開園の認可申請を一時取止めているところです。その事業者は、区内の他の園も運営していますので、まずはそちらで保育士不足にならないように充実するということを大前提にして、保育士の確保に努めていただいているところです。準備が整い次第、開園したいという話ですが、その時期ははっきりしていません。
委員	1 歳から預けたい人は延々と入れない状況にあります。1 歳から入れる園を増やしていただけないでしょうか。
事務局	1 歳のニーズがあるのは確かなのですが、1 歳から入れればという方が多いということは承知しています。今後募集していくうえで、1 歳以上の子どもを預かることについて、積極

	的に提案していただけるようお願いするなどして、年齢のバランスを考慮しながら選定していきたいと思います。本日は、ご意見として承るという形になりますが、十分に考えていきたいと思います。
委員	キッズガーデン業平は、横川北児童遊園に隣接してつくられるのですか。
事務局	以前、保育所を設置したいというご相談を事業者からいただいたことはありますが、区には認可の話はきていません。
委員	地域の方から、保育所の話を知りましたが、予定はないということですね。

オ 子ども主体の協同的な学びプロジェクト合同発表会について

事務局	(資料7について、説明。)
-----	---------------

カ その他

事務局	(追加資料について、説明。)
会長	他にはございませんか。
委員	昨年10月頃に厚生労働省から保育所の入所選考基準について、昨今の待機児童の解消に関して、保育士の子どもの入所条件についての通知がありました。次の4月の入所には、10月の時点では間に合いませんでしたので、今は旧態の入所選考で入園を決めているところです。ぜひ、来年度の入園児には、きちんとこの場で審議して反映させていただきたいと思います。
事務局	今のご指摘についてですが、昨年9月29日に国からの通知がありました。その通知について申し上げる前に、今の墨田区の現状についてご説明いたします。 保育園入園については墨田区でルールを決めて、ポイント化しています。そのポイントの高い方から保育園に内定していくのですが、その中で、墨田区では同一ポイントで優先順位を決めています。区内の保育士に関しては、優先度を上げて選考を行っています。国は、さらにその上となっています。具体的には、居住する市町村内の保育園等への勤務を条件とせず、市町村の圏域を越えた利用状況を行うような通知になっています。 ただ、墨田区単独で進めるにあたっては、限定的になります。現在23区で保育士の優先に関して、現状はどのようなになっているのかということ、独自に調査しました。23区全体で、このような内容に沿った対応をしていこうということで、方向性をもっています。 保育園の待機児童が多い中で、保育士不足がありますので、このような方向で考えていきたいと思っています。
委員	委員のみなさんの中には、その通知を見たこともない方がおられます。次回以降の会議で、まずその通知をご提示いただき、その調査結果もお示しいただき、みなさんのご意見を反映しながら進めていただきたいと思います。
委員	(インフルエンザ検査についての意見)

(4) 閉会

事務局	次回の会議は、平成30年3月20日(火)18時30分より予定しています。
-----	--------------------------------------

以上